



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

号外第 7 0 号 令和 4 年 7 月 6 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 4 5	家畜伝染病予防法の規定に基づき報告を求 める件を廃止する件	畜産振興課
4 4 6	家畜伝染病予防法の規定に基づき報告を求 める件	同

【正誤】

番 号	表 題	担当課名
	令和 4 年 6 月 2 2 日付け徳島県報号外第 6 7 号徳島県選挙管理委員会告示第 6 2 号中 訂正	選挙管理委員会
	令和 4 年 6 月 2 2 日付け徳島県報号外第 6 7 号徳島県選挙管理委員会告示第 6 3 号中 訂正	同
	令和 4 年 6 月 2 2 日付け徳島県報号外第 6 7 号徳島県選挙管理委員会告示第 6 4 号中 訂正	同

徳島県告示第四百四十五号

令和三年徳島県告示第七百四号の四（家畜伝染病予防法の規定に基づき報告を求める件）は、令和四年七月六日限り、廃止する。

令和四年七月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県告示第四百四十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五十二条第一項の規定に基づき、次のとおり報告を求める。

令和四年七月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため

二 報告すべき者

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「鶏等」という。）を合計百羽以上又はだちょうを十羽以上飼養する農場における鶏等の所有者

三 報告すべき事項

1 毎月初め及び鶏等の入雞又は出荷のあった日の鶏等の飼養羽数並びに当該月の一月間の鶏等の死亡羽数（毎月第一週分から第五週分又は第六週分まで週ごとに別記様式に記載）

2 1の期間における高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無

四 報告書の提出先

鶏等を飼養する農場の所在地を管轄する徳島県家畜保健衛生所

五 報告書の提出方法

電子メール、ファクシミリ、郵便又は持参により、別記様式により報告すること（電子メールアドレス、ファクシミリ番号及び郵便又は持参による場合の提出場所は、別紙のとおりとし、電話による報告は不可とする。）。

六 報告書の提出期限

報告に係る月の翌月の五日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日）の正午まで（郵便による場合は、提出期限までに必着とする。）。

七 その他必要な事項

1 第一回目の報告は、令和四年七月第一週から第六週まで（同月一日（金曜日）から同月三十一日（日曜日）まで）の間に係る三に掲げる事項について、同年八月五日（金曜日）正午までに行うこと。

2 高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合は、直ちに報告すること。

別記様式

〇〇家畜保健衛生所長 殿

家畜伝染病予防法第 52 条に基づく報告徴求命令に対する報告

年 月分

〇〇農場

		内 容	備 考
第1週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第2週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第3週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第4週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第5週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
第6週	飼養羽数	羽	
	死亡羽数	羽	
鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無		あり なし (いずれかに〇)	

- 注 1 飼養羽数の備考欄には、健康状態についての異常，防鳥ネットの破損等の飼養衛生管理の異常等を記載すること。
- 2 死亡羽数の備考欄には、通常の死亡率と比較して変動が認められるか，死亡日齢，発生した鶏等の畜舎等に偏りが認められるか等についての特記事項を記載すること。
- 3 この報告は，一月間の死亡羽数を取りまとめ，必ず翌月の5日までに最寄りの家畜保健衛生所に報告するものとする。
- 4 鶏等の畜舎が空舎の場合は，備考欄に「空舎」と記載すること。
- 5 飼養羽数は，月の初めの時点での羽数を記載すること。なお，月の途中で入雛^{すう}があった時は，入雛時の羽数を記入すること。

報告者氏名 _____
 報告者連絡先 電話 _____
 ファクシミリ _____
 電子メール _____
 農場所在地 _____

なお，この報告書とは関係なく，死亡率の急増や鶏等の異常に気づいた場合は，直ちに最寄りの家畜保健衛生所に御連絡ください。

別紙

報告の提出先

各家畜保健衛生所電子メールアドレス，ファクシミリ番号及び提出場所

家畜保健衛生所名	電子メールアドレス	ファクシミリ	提出場所
徳島家畜保健衛生所	tokushimakachikuhozen@pref.tokushima.jp	088-631-8938	〒770-0045 徳島市南庄町 5 丁目 94
徳島家畜保健衛生所 阿南支所	tokushimakachikuhozen@pref.tokushima.jp	0884-22-2225	〒774-0013 阿南市日開野町谷田483-3
西部家畜保健衛生所 吉野川庁舎	seibukachikuhozen@pref.tokushima.jp	0883-24-1397	〒776-0002 吉野川市鴨島町麻植塚136-3
西部家畜保健衛生所 東みよし庁舎	seibukachikuhozen@pref.tokushima.jp	0883-82-4843	〒779-4703 三好郡東みよし町中庄856-1

令和四年六月二十二日付け徳島県報号外第六十七号徳島県選挙管理委員会告示第六十二号
中次のとおり訂正

ページ	行		
一	九	一七〇、一七二人 誤	一七〇、一七二人 正

令和四年六月二十二日付け徳島県報号外第六十七号徳島県選挙管理委員会告示第六十三号
中次のとおり訂正

ページ	行	
一	十四	
		一〇、四四六人
		誤
		一〇、四四七人
		正

令和四年六月二十二日付け徳島県報号外第六十七号徳島県選挙管理委員会告示第六十四号
中次のとおり訂正

ページ	行		
一	八	一七〇、一七二人	誤
		一七〇、一七二人	正